

「土砂等発生元証明書」の取扱いについて

概要

土砂等発生元証明書（第24号様式）は、埋立て事業に使用される土砂等の発生元を証明する書類となりますので、あらかじめ土砂等の発生元事業者に対し、当該様式により証明書の発行を依頼してください。

1 発生元事業者における現場責任者について

職名及び氏名（記名・署名可）を記載してください。

2 発生土砂等の地質分析（濃度）結果証明書（第15号様式）の有・無について

建設発生土の搬出を行う場合は、地質分析（濃度）結果証明書を添付してください。
なお、建設発生土が公共工事から発生する場合であっても、地質分析（濃度）結果証明書は必要であり、「千葉県建設発生土管理基準」に規定する汚染要因に関する調査票又は類似する書類の添付に代えることは認めません。

3 発生土砂等の区分

建設発生土の搬出を行う場合は、次の「建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」（平成3年10月25日建設省令第19号）別表第1の区分から、該当するものに○印で囲んでください。

参考 別表第1

第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。)	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。)	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料

<p>第3種建設発生土</p> <p>(通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。)</p>	<p>土木構造物の裏込材</p> <p>道路路体用盛土材料</p> <p>河川築堤材料</p> <p>宅地造成用材料</p> <p>水面埋立て用材料</p>
<p>第4種建設発生土</p> <p>(粘性土及びこれに準ずるもの(第三種建設発生土を除く。)をいう。)</p>	<p>水面埋立て用材料</p>

4 土砂等の発生元の立会調査

市は、条例第10条の規定により、発生元事業場で土砂等の性状や排水状況、運搬経路等を確認するため、発生元となる工事現場に出向き、立会調査を依頼することがあります。

5 添付書類

土砂等発生元証明書には、検査試料採取調書(第14号様式)、地質分析(濃度)結果証明書(第15号様式)、採取状況等写真(採取前全景、採取5点、全試料集合)、採取位置図(採取深度記載)の他に証明書対象区域が確認できる図面(平面図・断面図等に着色)を添付してください。

搬出先の事業場が確定してから作成すること。
(市が発生元事業者に直接確認することもあります。)

第24号様式(第15条第2項)

土砂等発生元証明書

年 月 日

様

発生元事業者

住 所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (印)

現場責任者

電話番号

職名及び氏名(記名・署名可)
を記載すること。

次のとおり搬出する土砂等が次の工事現場から発生し、又は採取された土砂等であることを証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

工事名	
工事施工場所	
工事発注者	監督員 電話番号
工事施工期間	年 月 日 から 年 月 日まで
当該工事に係る土砂等発生総量	m ³ (うち搬出契約量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の量	m ³ (5,000 m ³ 以内)
発生土砂等の地質分析(濃度)結果証明書の有無	有・無 別紙のとおり
発生土砂等の区分	(第1種・第2種・第3種)建設発生土・その他()
発生土砂等運搬契約者名 (すべて記載のこと。)	住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名 住所 氏名
発生土砂等埋立事業者名	(一時たい積事業場) 住所 氏名 (埋立て等の事業場) 住所 氏名

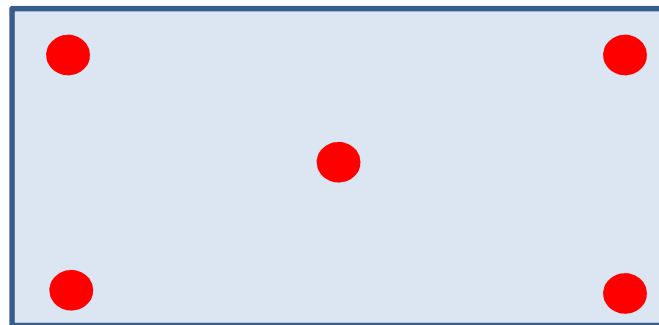
注 発生土砂等の区分の欄には、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1に規定する区分を記載すること

発生元証明書に添付する平面図、断面図について

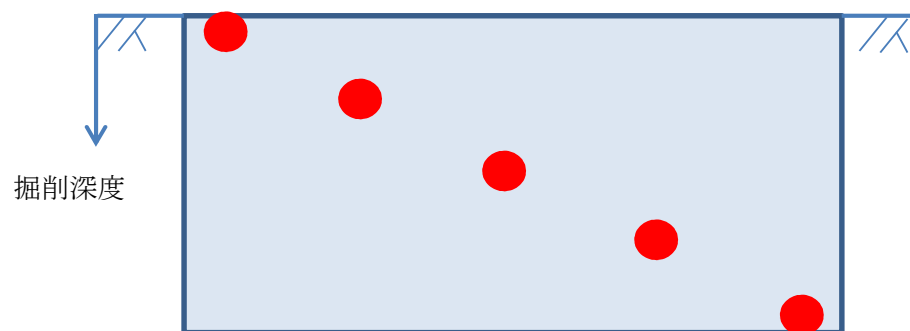
搬出する土砂の範囲及び地質試料採取位置を平面図、断面図に表記する。

5点混合による地質検体の採取位置は、できるだけ搬出土砂全体に配置する。


平面図



断面図



 搬出予定範囲

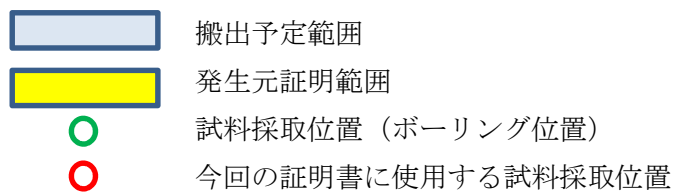
 試料採取位置

掘削深度が大きく、発生土量が多い場合

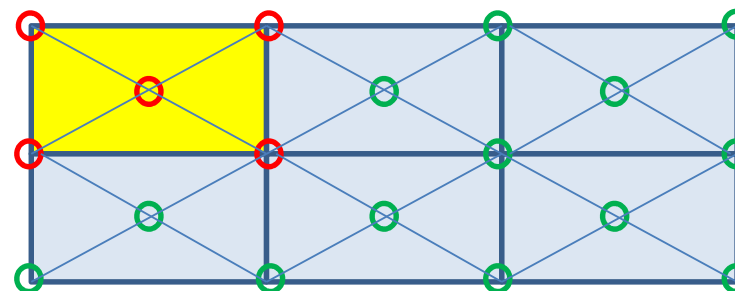
逆打ち工法など掘削深度が大きく発生土量が多い、
なおかつ工事着手後作業が停止できないような場合、
事前にボーリングにより試料採取することを推奨する。

この場合の注意点

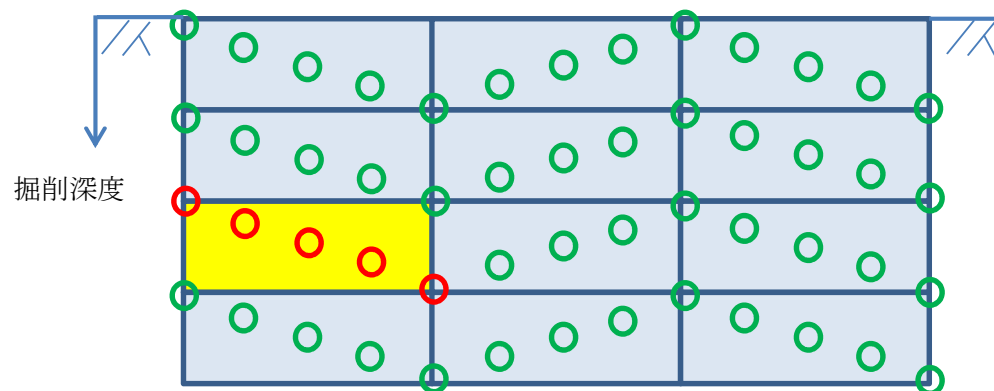
1. 1検体が証明する土量は5,000 m³を上限とする。
2. 証明する検体の採取位置、搬出予定土砂の位置が合致する。
3. 証明する土砂ごとに管理できる作業計画である。
4. 証明書の有効期限は20カ月程度とする。



平面図



断面図



参考 土質区分基準

区分 (国土交通省令) ^{※1)}	細区分 ^{※2)、3)、4)}	コーン指数 q_c ^{※5)} (KN/m ²)	土質材料の工学的分類 ^{※6)、7)}		備考 ^{※6)}	
			大分類	中分類 土質 (記号)	含水比(地山) W_n (%)	掘削方法
第1種建設発生土 (砂、礫及びこれらに準ずるもの)	第1種	—	礫質土	礫[G]、砂礫[GS]	—	※排水に考慮するが、降水、浸出地下水等により含水比が増加すと予想される場合は、1ランク下の区分とする。 ※水中掘削等による場合は、2ランク下の区分とする。
			砂質土	砂[S]、礫質砂[SG]	—	
	人工材料		改良土[I]	—		
第2種建設発生土 (砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの)	第2a種	800以上	礫質土	細粒分まじり礫[GF]	—	
	第2b種		砂質土	細粒分まじり砂[SF]	—	
	第2種改良土		人工材料	改良土[I]	—	
第3種建設発生土 (通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの)	第3a種	400以上	砂質土	細粒分まじり砂[SF]	—	
	第3b種		粘性土	シルト[M]、粘土[C]	40%程度以下	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土[V]	—	
	第3種改良土		人工材料	改良土[I]	—	
第4種建設発生土 (粘性土及びこれに準ずるもの(第3種建設発生土を除く))	第4a種	200以上	砂質土	細粒分まじり砂[SF]	—	
	第4b種		粘性土	シルト[M]、粘土[C]	40~80%程度	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土[V]	—	
			有機質土	有機質土[O]	40~80%程度	
	第4種改良土		人工材料	改良土[I]	—	
泥土 ^{※1)、※9)}	泥土a	200未満	砂質土	細粒分まじり砂[SF]	—	
	泥土b		粘性土	シルト[M]、粘土[C]	80%程度以上	
			火山灰質粘性土	火山灰質粘性土[V]	—	
			有機質土	有機質土[O]	80%程度以上	
	泥土c		高有機質土	高有機質土[Pt]	—	

※1) 国土交通省（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令59、建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 平成13年3月29日 国交令60）においては区分として第1種～第4種建設発生土が規定されている。

※2) この土質区分基準は工学的判断に基づく基準であり、発生土が産業廃棄物であるか否かを定めるものではない。

※3) 表中の第1種～第4種改良土は、土（泥土を含む）にセメントや石灰を混合し化学的安定処理したものである。例えば第3種改良土は、第4種建設発生土または泥土を安定処理し、コーン指数400KN/m²以上の性状に改良したものである。

※4) 含水比低下、粒度調整などの物理的な処理や高分子系や無機材料による水分の土中への固定を主目的とした改良材による土質改良を行った場合は、改良土に分類されないため、処理後の性状に応じて改良土以外の細区分に分類する。

※5) 所定の方法でモールドに締め固めた試料に対し、コーンペネトロメーターで測定したコーン指数（表一2参照）。

※6) 計画段階（掘削前）において発生土の区分を行う必要があり、コーン指数を求めるために必要な試料を得られない場合には、土質材料の工学的分類体系（（社）地盤工学会）と備考欄の含水比（地山）、掘削方法から概略の区分を選定し、掘削後所定の方法でコーン指数を測定して区分を決定する。

※7) 土質材料の工学的分類体系における最大粒径は75mmと定められているが、それ以上の粒径を含むものについても本基準を参照して区分し、適切に利用する。

※8) 砂及び礫と同等の品質が確保できているもの。

※9) ・港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行について 昭和46年10月16日 環整43 厚生省通知）

・地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。（建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について 平成13年6月1日 環廃産276 環境省通知）

・建設汚泥に該当するものについては、廃棄物処理法に定められた手続きにより利用が可能となり、その場合「建設汚泥処理土利用技術基準」（国官技第50号、国官総第137号、国営計第41号、平成18年6月12日）を適用するものとする。